

平成28年度 第3回 有田区地域協議会

次 第

日時：平成28年7月25日（月）午後1時30分～

会場：カルチャーセンター 研修室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

【協議事項】

- ・自主的審議事項について
- ・委員提案について

4 その他

5 閉 会

自主的審議の進め方について

地域協議会では、上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第1項に基づき、市長からの諮問事項だけでなく、地域協議会が自ら必要と認めるものについて、審議（以下、「自主的審議」という。）し、意見を述べるすることができます。

この自主的審議に当たって、会議を円滑に進行するため、以下のとおり取り扱いたいと考えます。

1 審議事項の届出者

- 地域協議会委員
- まちづくりセンター（区内の住民から直接要望・相談があった場合に限る）

2 届出手続

- 自主的審議を希望する委員は、「〇〇区地域協議会自主的審議に係る提案書（委員用）」に必要事項を記入の上、まちづくりセンターへ提出することとします。
- 上記の提出期限は、地域協議会開催予定日の14日前までとします。
- 区内の住民からまちづくりセンターに直接要望等があった場合は、センターで「提案書（センター用）」に必要事項を記入することとします。
- 提案書は、センターで全体を取りまとめた上で、会長に届出を行うこととします。

【補足説明】

- ① 提案書の作成等について
 - ・ 委員から提案書の提出があった際は、提案の趣旨などをセンターで確認し、内容を整理します。（必要な場合は、提案書の作成をサポートします。）
- ② 提案書の提出期限について
 - ・ 提案書の提出期限については、提案書の調整・事前送付や、提案内容に係る担当課との連絡調整（会議の出席要請、資料作成等）に一定の期間が必要なため、地域協議会開催予定日の14日前までとしています。
- ③ 会議当日の届出の対応について
 - ・ 上記の提出期限後会議当日までの間に届出（提案書の提出）された場合や、会議当日の提案については、準備の都合上、審議の可否の決定や具体的な審議は、次の会議以降でお願いします。
 - ・ 但し、区域内の案件で緊急性が高く、速やかに審議を行う必要があると認められる場合にあっては、提案書の提出期限に関わらず、可能な限り直近に開催される地域協議会に諮れるよう対応するものとします。その際、届出事項の緊急性は、提案書受付後、会長に判断していただきます。

3 審議の可否の判断

- 届出のあった事項については、提案書の提出後、最初に開催される地域協議会において審議の可否の判断を行うこととします。
- 自主審議を行う事項が多数ある場合は、あわせて審議の優先順位についても話し合い、決定することとします。

【補足説明】

- 審議の可否の決定方法は、上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第3項に基づき、出席委員の過半数で決定し、可否同数の場合は議長である会長が決定します。

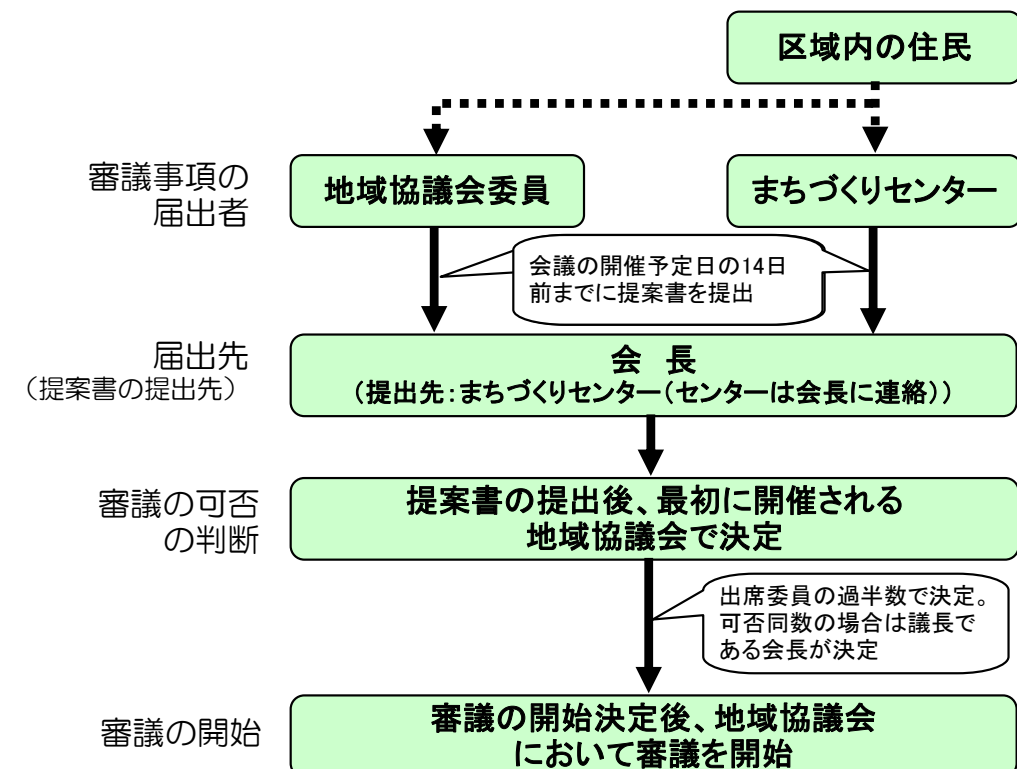
4 審議の開始時期

- 審議の開始が決定した自主的審議事項は、原則、その決定を行った会議から審議を行うこととします。

【補足説明】

- 案件によっては審議に必要な資料の準備の関係上、本格的な審議は次回以降となる場合があります。

【自主的審議事項の届出・審議等に係る具体的な手順（フロー図）】



様式（委員用）

平成 年 月 日

有田区地域協議会自主的審議に係る提案書

有田区地域協議会

会 長 熊木 敏夫 様

提案者名 _____

下記事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第1項の規定に基づき、審議するよう提案します。

記

審議する事項	
内 容 ※下記を参考に可能な範囲でご記入ください。 ・提案理由 ・課題の背景 ・課題の現状 ・今後の見通し ・地域、住民への影響 ・課題が生じている場所 ・期待する効果 等	

※本提案書は、審議の開始を希望する地域協議会開催予定日の **14 日前**までにまちづくりセンターに提出してください。なお、緊急を要する事項の場合は、センターにご相談ください。

有田区の年齢別・行政区別男女人口(平成28年6月30日現在)

(単位:人)

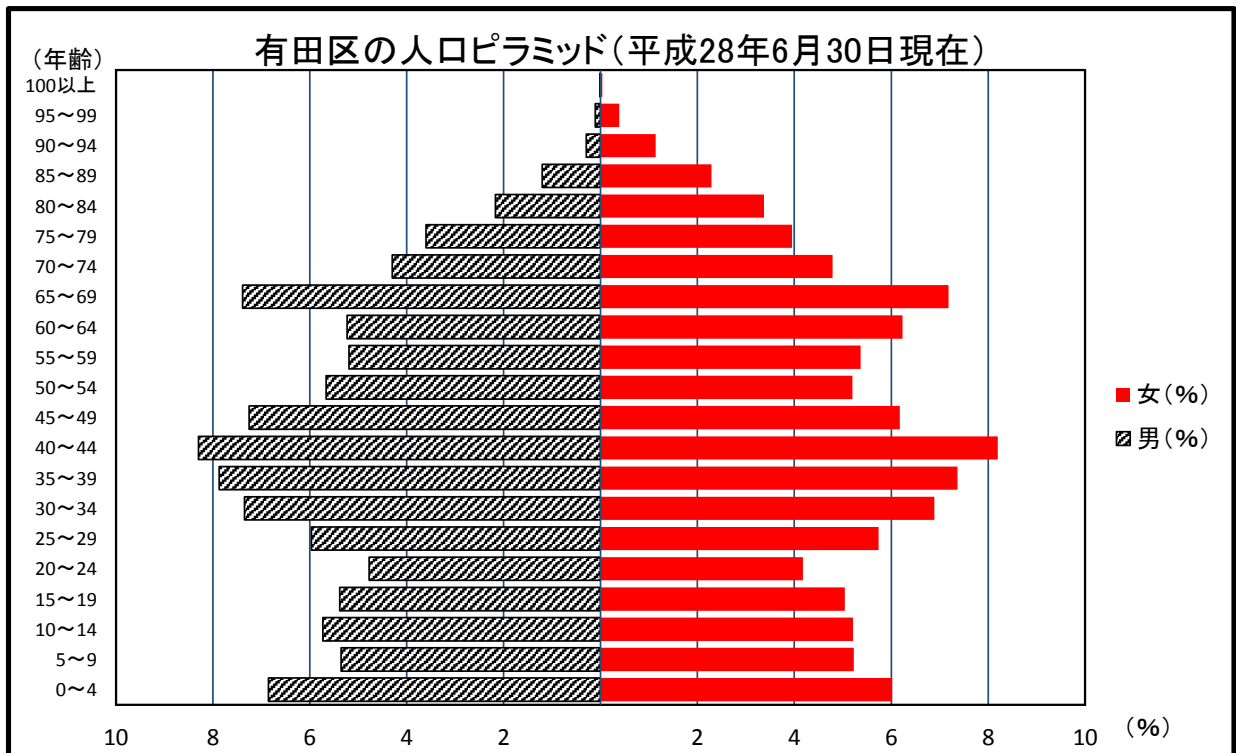
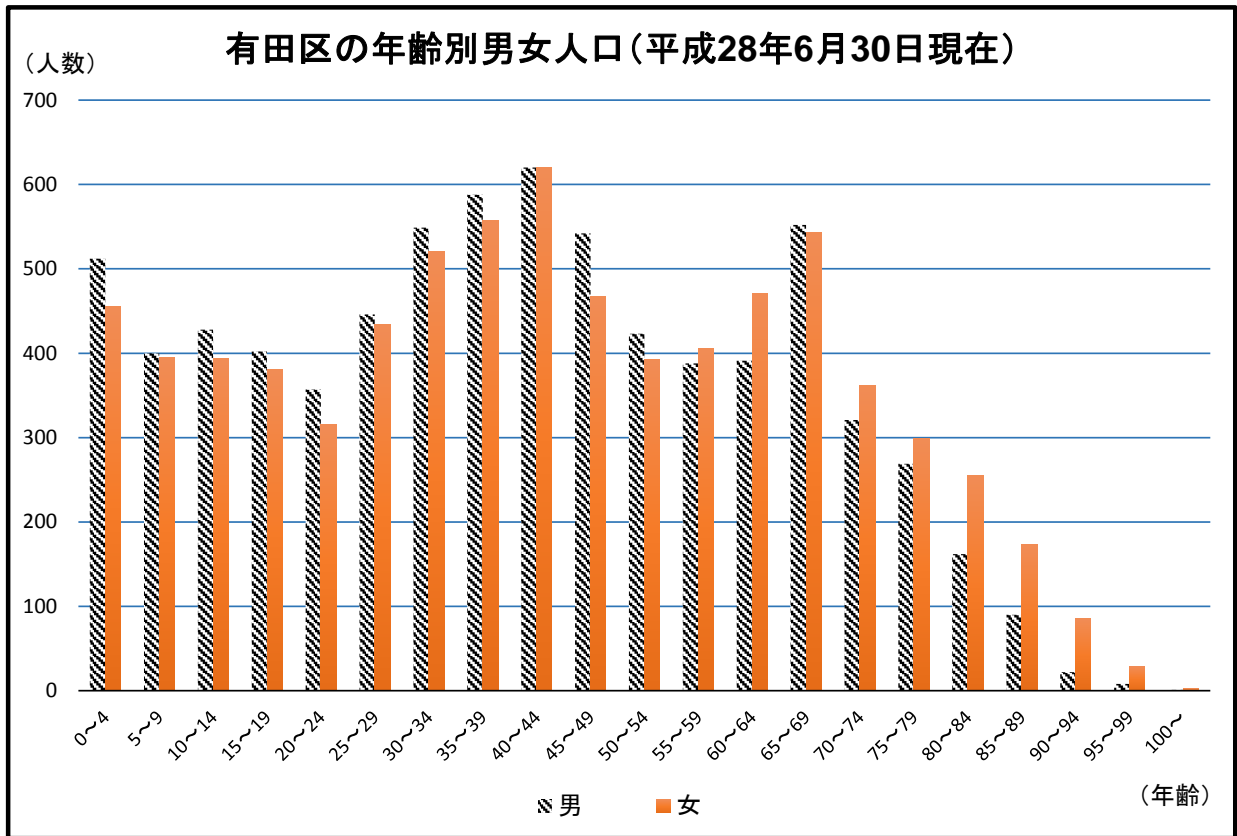
年齢	有田区		
	男	女	計
0～4	512	455	967
5～9	400	395	795
10～14	428	394	822
15～19	402	381	783
20～24	357	316	673
25～29	446	434	880
30～34	549	521	1,070
35～39	588	557	1,145
40～44	620	620	1,240
45～49	542	467	1,009
50～54	423	393	816
55～59	388	406	794
60～64	391	471	862
65～69	552	543	1,095
70～74	321	362	683
75～79	269	299	568
80～84	162	255	417
85～89	90	173	263
90～94	22	86	108
95～99	8	29	37
100～	1	3	4
合計	7,471	7,560	15,031

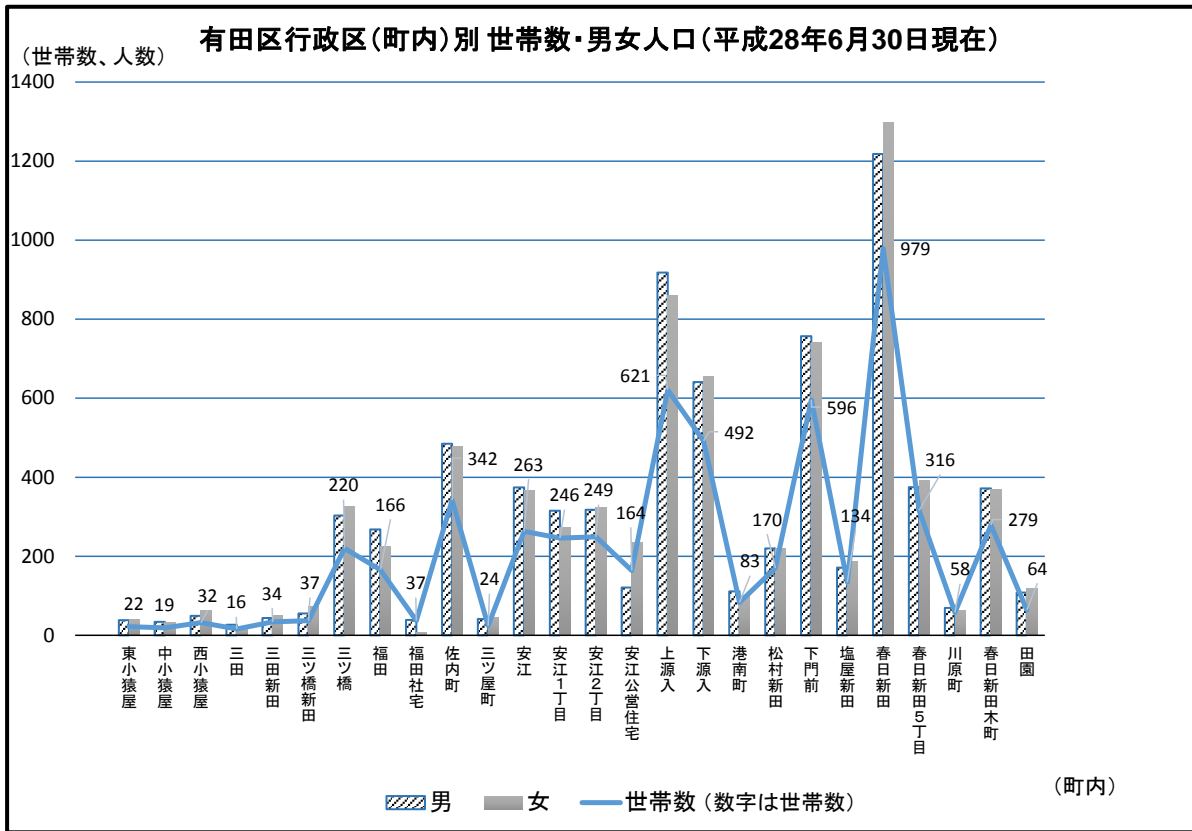
(単位:人)

地名	世帯数	人口	男	女
東小猿屋	22	77	38	39
中小猿屋	19	67	34	33
西小猿屋	32	111	49	62
三田	16	48	27	21
三田新田	34	93	44	49
三ツ橋新田	37	127	55	72
三ツ橋	220	630	303	327
福田	166	493	268	225
福田社宅	37	46	39	7
佐内町	342	964	485	479
三ツ屋町	24	86	41	45
安江	263	741	374	367
安江1丁目	246	589	315	274
安江2丁目	249	642	318	324
安江公営住宅	164	357	121	236
上源入	621	1,777	918	859
下源入	492	1,295	641	654
港南町	83	211	111	100
松村新田	170	439	220	219
下門前	596	1,499	757	742
塩屋新田	134	357	171	186
春日新田	979	2,515	1,218	1,297
春日新田5丁目	316	767	375	392
川原町	58	132	69	63
春日新田木町	279	741	372	369
田園	64	227	108	119
合計	5,663	15,031	7,471	7,560

有田区の高齢化率(平成28年6月30日現在)

	人口	高齢者人口(65歳以上)	高齢化率
全市	197,281人	59,323人	30.1%
合併前上越市	131,777人	36,751人	27.9%
有田区	15,031人	3,175人	21.1%





平成 28 年 6 月 13 日

委員提案書

第 3 回有田区地域協議会 提案議題

有田区委員 野島 賢一

7 月 25 日に予定されております第 3 回協議会に下記の議題について提案いたします。

提案議題 「地区別 出前地域協議会開催の実施」

提案の動機 地域協議会が発足して、7 年目を迎えた現在でも（管内）有田地区の市民が、地域協議会の組織・活動目的・委員名・過去の主なる支援事業等について知られていないのが現実であり、年 1 回の主に町内会長を対象に行われる『活動報告会』と『地域協議会だより』のみの PR で、町内会長は地域協議会について町民に周知しているか疑問であり、自分の町内会で協議会を活用して、活性化を図る行動に移している町内会長はほんのわずかに過ぎない、この原因は協議会自身が PR 不足である。

- 開催方法**
1. 有田地区町内会置協議会の 5 の地区割りを利用して、区を単位として会場を設定し、協議会が定める日時に開催する。
（有田東） 福田・福田社宅・佐内・三ツ屋
（有田西） 上、下源入・港南町・松村新田・下門前・塩屋新田
（有田中） 安江 1 丁目・2 丁目・安江・安江公営住宅
（有田北） 春日新田・春日新田 5 丁目・春日新田木町
（有田南） 三小猿屋・三田・三田新田・三ツ橋新田・三ツ橋・田園
 2. 出席者は、当該する地区の町内会役員・希望する町民等。
 3. 開催は、年 2 回程度の実施とする。
 4. 協議会委員の出席は、正副会長と各会場に割り当てられた委員と事務局が出席する。
 5. 事前に協議会としての基本方針を協議決定し、出席者はその方針に沿って会を運営する。

事前協議 協議会で実施が採択されたら、運営方法について協議に入る。